

## 請 願

平成 2 0 年 1 2 月 須賀川市議会定例会

請願番号	受 理 年月日	請 願 名	請 願 者	紹介議員
請願第13号	20.11.25	後期高齢者医療制度廃止法案の成立を求める請願	須賀川市 いわせ教育会館内 岩瀬・須賀川地方高齢者運動連絡会 代表 芳賀良夫	橋本健二
請願第14号	20.11.25	社会保障カードの導入に反対する請願書	喜多方市 住基ネットの差止めを求める会・福島 代表 山崎四朗	橋本健二
請願第15号	20.11.26	介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の抜本的改善を求める国への意見書を提出する請願書	須賀川市 いわせ教育会館内 岩瀬・須賀川地方高齢者運動連絡会 代表 芳賀良夫	橋本健二
請願第16号	20.11.28	子どもから国民健康保険証を取り上げないことを求める請願書	須賀川市 新日本婦人の会 須賀川支部長 片野ミチ子	橋本健二
請願第17号	20.11.28	「子どもの医療費無料化引き上げの自治体にペナルティー（交付金削減）をやめて」と国に意見書を提出することを求める請願書	須賀川市 新日本婦人の会 須賀川支部長 片野ミチ子	丸本由美子
請願第18号	20.11.28	福祉灯油の実施を求める請願書	須賀川市 新日本婦人の会 須賀川支部長 片野ミチ子	丸本由美子

2008年11月19日

須賀川市議会議長 大越 彰 様

後期高齢者医療制度廃止法案の成立を求める請願

請願者 岩瀬・須賀川<sup>市</sup>高齢者運動連絡会  
代表 芳賀良夫

(住所) 須賀川市 [REDACTED] いわせ教育会館内  
☎0248-[REDACTED] FAX [REDACTED]



紹介議員 橋本 健二

貴議会には昨年9月の「後期高齢者医療制度の充実を求める意見書」採択を始めとして、私たち高齢者へのご理解とご支援を賜りまして感謝申し上げます。

さて、本年4月から「後期高齢者医療制度」が実施されました。実施直後の混乱は落ち着いたようですが、制度そのものに対する国民の怒りは世代を超え、半年以上経た今も広がり続けています。

世論の批判を受け、政府・与党は制度「見直し」による保険料負担軽減策と、7月には保険料の年金天引きの代わりに口座振替での納付を選択できるようにしました。口座振替は居住の自治体に「申請すること」が前提になり、①直近の過去2年間に保険料滞納がない、②年金額180万円未満で肩代わりできる世帯主か配偶者がいることが条件です。しかし、低年金の親自身が世帯主の場合では口座振替はできません。

また、保険料負担軽減策も対象が均等割と年金額が153万円から210万円としたため、夫が年金収入152万・妻は150万の世帯では8.5割減額になるものの、夫が260万、妻が42万の年金収入の世帯の場合では、収入合算は前の例と同額でも、保険料負担軽減はありません。政府は税負担軽減も言っていますが、4月以前は高齢者夫婦の場合、夫が妻の国保税をまとめて払い社会保険料控除は行ってきていたことです。子どもが親を扶養する場合も控除は受けることができますが、いずれも税負担が増えることへの怒りへの対応であることは明らかです。

さらに、病院などの医療機関に支払われる診療報酬は、「後期高齢者診療料」「後期高齢者入院基本料」などを設けて受診できる医療が制限されました。

「後期高齢者医療制度」の実施によって受診抑制が起きていることは、日本医師会の行ったレセプト（診療報酬明細書）でもはっきりと出ております。高齢者の暮らしと健康に重大な影響を及ぼしかねない事態が懸念されるどころです。

今年6月6日、参議院において可決された「後期高齢者医療制度廃止法案」は衆議院に送付され、継続審議とされました。今臨時国会において審議されようとしております。本法案の成立を求める国民の意思を尊重すべきであると考えます。

戦中・戦後苦勞を重ね、戦後復興に大きく力を発揮し、社会に貢献された高齢者が生命の危機に瀕する事態が起きることを、私たちは大変危惧しております。

つきましては、後期高齢者医療制度の状況にご理解を賜り、貴議会から下記事項について国に対する意見書を議決いただきたく請願いたします。

請願項目

- 1 後期高齢者医療制度廃止法案の成立をを求める意見書を国に提出すること。



本年4月から「後期高齢者医療制度」が実施された。実施直後の混乱は落ち着いたようだが、制度そのものに対する国民の怒りは世代を超え、半年以上経た今も広がり続けている。

世論の批判を受け、政府・与党は制度「見直し」による保険料負担軽減策と、7月には保険料の年金天引きの代わりに口座振替での納付を選択できるようにした。口座振替は居住の自治体に「申請すること」が前提になり、①直近の過去2年間に保険料滞納がない、②年金額180万円未満で肩代わりできる世帯主か配偶者がいることが条件である。しかし、低年金の親自身が世帯主の場合では口座振替はできない。

また、保険料負担軽減策も対象が均等割と年金額が153万円から210万円としたため、夫が年金収入152万・妻は150万の世帯では8.5割減額になるものの、夫が260万、妻が42万の年金収入の世帯の場合では、収入合算は同額でも、保険料負担軽にはならない。政府は税負担軽減も言っているが、4月以前は高齢者夫婦の場合、夫が妻の国保税をまとめて払い社会保険料控除は行ってきたことです。子どもが親を扶養する場合も控除は受けることができるが、いずれも税負担が増えることへの怒りへの対応であることは明らかである。

「後期高齢者医療制度」の実施によって受診抑制が起きていることは、日本医師会の行ったレセプト（診療報酬明細書）でもはっきりと出ている。高齢者の暮らしと健康に重大な影響を及ぼしかねない事態が懸念される。

今年6月6日、参議院において可決された「後期高齢者医療制度廃止法案」は衆議院に送付され、継続審議とされました。今臨時国会において審議されようとしております。本法案の成立を求める国民の意思を尊重すべきであると考えます。

今年6月6日、参議院において可決された「後期高齢者医療制度廃止法案」は衆議院に送付され、継続審議とされました。今臨時国会において審議されようとしております。本法案の成立を求める国民の意思を尊重すべきであると考えます。

今年6月6日、参議院において可決された「後期高齢者医療制度廃止法案」は衆議院に送付され、継続審議とされた。今臨時国会において審議されます。本法案の成立を求める国民の意思を尊重すべきであると考えます。

戦中・戦後苦勞を重ね、戦後復興に大きく力を発揮し、社会に貢献された高齢者に生命の危機に瀕する事態が起きることを、私たちは大変危惧している。よって「後期高齢者医療制度廃止法案の成立を求めるものである。

平成20年 月 日

内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣  
衆議院議長

あて（各通）

議会議長

# 社会保障カードの導入に反対する請願書

二〇〇八年十一月二十五日

請願者 住基ネットの差止めを求める会・福島

代表 山崎 四朗



住所 喜多方市

☎ (〇二四一)

請願第14号  
平成20年11月25日受理

紹介議員

橋本健二

## (請願趣旨)

年金手帳や健康保険証、介護保険証の役割を一枚のカードにまとめる社会保障カード(仮称)について、厚生労働省は住民基本台帳ネットワーク(住基ネット)のICカードとの一体化も検討するとした報告をまとめました。社会保障カードは、政府が二〇一一年度の導入をめざして準備をすすめているものです。

このカードの導入が急浮上したのは、「消えた年金」問題がきっかけです。しかし政府自身認めるように、過去の年金記録が直接的に解決されるものでなく、国民の年金情報管理に対する不安を逆手にとって一気に国民総背番号制を実現しようとするものです。またこのカードは、住基ネットシステムの核心として創設された住民票コードを利用することにより、コンピュータを利用したデータマッチングが容易にできるようになり、社会保障に関する個人情報(国家機関だけでなく民間の関係機関においても)利用されることになり、プライバシーの侵害は深刻な広がりを持つ危険が生まれます。

住民基本台帳はもともと市町村に第一義的に管理責任があります。また市町村が管理する社会保障にかかわる住民情報をまもるという立場から、社会保障カードの導入を拙速にはしないよう求める意見書を関係機関に提出していただきますようお願いいたします。

## (請願事項)

一、社会保障カードの導入をやめること。

須賀川市議会

議長

大越 彰 様



社会保障カードの導入に反対する意見書(案)

年金手帳や健康保険証、介護保険証の役割を一枚のカードにまとめる社会保障カード(仮称)について、厚生労働省は住民基本台帳ネットワーク(住基ネット)のICカードとの一体化も検討するとした報告をまとめました。社会保障カードは、政府が二〇一一年度の導入をめざして準備をすすめているものです。

このカードの導入が急浮上したのは、「消えた年金」問題がきっかけです。しかし政府自身は認めるように、過去の年金記録が直接的に解決されるものでなく、国民の年金情報管理に対する不安を逆手にとって一気に国民総背番号制を実現しようとするものです。またこのカードは、住基ネットシステムの核心として創設された住民票コードを利用することにより、コンピュータを利用したデータマッチングが容易にできるようになり、社会保障に関する個人情報に国家機関だけでなく民間の関係機関においても利用されることになり、プライバシーの侵害は深刻な広がりを持つ危険が生まれます。

よって、社会保障カードの導入を拙速にはしないよう強く求めるものです。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十年十二月 日

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

〇〇市議会議長 〇〇〇〇

平成20年11月26日

須賀川市議会議長 大越 彰 様

介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の  
抜本的改善を求める国への意見書を提出する請願書

請願団体名 岩瀬・須賀川地方高齢者運動連絡会  
代表 芳賀 良夫  
住所 須賀川市 [REDACTED] いわせ教育会館内  
☎ [REDACTED] fax [REDACTED]



紹介議員 橋本 健二

請願趣旨

「安心して老後をおくりたい」これは全ての国民の願いです。  
しかし、いま介護保険制度は崩壊の危機にさらされています。不透明な認定制度や様々なサービスの利用制限による「介護の取り上げ」が利用者に生活困難をもたらし、重い利用料負担がサービス利用を取りやめ、或いは減らさざるを得ない事態を生んでいます。

また、この間の介護報酬の引き下げは介護労働者に多大なしわ寄せをもたらし、生活できない低賃金、働き続けられない労働環境のなか、福祉・介護サービスに携わる労働者の確保を困難にしています。事業者にとっても介護報酬引き下げが経営難に直結する事態となっています。

第169通常国会では「介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律」が全会一致で可決・成立しました。この法律を実効あるものにすることは国の責任であり、介護労働者の処遇改善をはじめ、介護保険制度の抜本的改善は待ったなしの状況です。

請願事項

以下の事項について、国へ意見書を提出してください。

- 一、利用者のサービス利用制限を取りやめ、必要なサービスを保障すること。
- 一、 介護労働者の処遇改善を図り、介護の人材を確保すること。
- 一、介護報酬を引き上げること。介護保険に対する国の負担を大幅に増やし、保険料や利用料を引き下げること。



「安心して老後をおくりたい」これは全ての国民の願いである。

しかし、いま介護保険制度は崩壊の危機にさらされています。不透明な認定制度や様々なサービスの利用制限による「介護の取り上げ」が利用者に生活困難をもたらし、重い利用料負担がサービス利用を取りやめ、或いは減らさざるを得ない事態を生んでいる。

また、この間の介護報酬の引き下げは介護労働者に多大なしわ寄せをもたらし、生活できない低賃金、働き続けられない労働環境のなか、福祉・介護サービスに携わる労働者の確保を困難にしています。事業者にとっても介護報酬引き下げが経営難に直結する事態となっている。

第169通常国会では「介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律」が全会一致で可決・成立しました。この法律を実効あるものにすることは国の責任であり、介護労働者の処遇改善をはじめ、介護保険制度の抜本的改善は待ったなしの状況である。

したがって、〇〇〇議会として以下の事項を国に求めるものである。

- 一、利用者のサービス利用制限を取りやめ、必用なサービスを保障すること。
- 一、介護労働者の処遇改善を図り、介護の人材を確保すること。
- 一、介護報酬を引き上げること。介護保険に対する国の負担を大幅に増やし、保険料や利用料を引き下げること。

平成20年 月 日

内閣総理大臣  
厚生労働大臣  
総務大臣  
衆参院議長

宛(各1通)

子どもから国民健康保険証を取り上げないことを求める請願書

請願第16号  
平成20年11月28日受理

請願団体

新日本婦人の会 須賀川支部  
支部長 片野 ミチ子  
須賀川市  
電話



紹介議員 橋本健二 

「請願趣旨」

私たち、新日本婦人の会は、女性と子どもの幸せと、平和を願い、よりよい環境で子育てができるようにと、草の根から運動を広げ、要求実現を目指して活動している女性団体です。国連NGOとして正式認証され、世界の女性と連帯して活動を広げています。

未来に生きる子ども達は、社会の宝です。子どもの健やかな成長こそは、親の願いであり、社会全体の願いともなっています。

十月三十日、厚生労働省は資格証明書の発行に関するはじめの調査を発表し、須賀川市では、二八七世帯。内子どもがいる世帯は、五三世帯。乳幼児二十二二人、小学生四十五人、中学生四十一人が、国民健康保険証を取上げられています。これは、子どもの命と健康にかかわる重大な問題です。

札幌、静岡、京都などの政令市が保険証の発行を決め、横浜市、千葉市では、保険証の一律交付の検討を始めたと報道されています（十一月十四日付「毎日新聞」）。

今般の不況の影響で、派遣労働や、相次ぐリストラなど労働破壊がおきています。相次ぐ諸物価の値上がりにより、家計もとても大変です。

このような経済状況の中での保険料滞納に子どもは何の責任もありません。その子どもから保険証を取りあげるなど、あつてはならないことです。子どもがいる家庭からは保険証を取り上げないことを強く要請します。

「請願事項」

- 一、国民健康保険証の取り上げを、特に子どもがいる家庭ではやめること

二〇〇八年十一月二十八日

須賀川市議会議長 大越 彰 様



「子どもの医療費無料化引き上げの自治体にペナルティー（交付金削減）をやめて」と国に意見書を提出することを求める請願書



請願第17号  
平成20年11月28日受理

請願団体

新日本婦人の会 須賀川支  
支部長 片野 ミチ子



須賀川市

電話

紹介議員

丸本由美子

「請願趣旨」

私たち、新日本婦人の会は、女性と子どもの幸せと平和を願い、よりよい環境で子育てができるようにと、草の根から運動を広げ、要求実現を目指して活動している女性団体です。国連NGOとして正式認証され、世界の女性と連帯して活動を広げています。

未来に生きる子ども達は、社会の宝です。子どもの健やかな成長こそは、親の願いであり、社会全体の願いともなっています。

今、倒産・解雇・リストラが溢れ、派遣やパートなど非正規不安定雇用が激増し、子どもを持つ家庭は生活が大変苦しい状態です。就学援助制度を受ける児童生徒数が増え、出生率も一、三を割っている事を考えると、子育て支援策が緊急に求められます。

子どもの医療費無料化年齢を小学校六年生まで拡充することが市長公約の中にあり、早期実現を願う子育て世代を大きく励ましています。

県内では、大玉村で中学校卒業まで、福島市で小学校卒業まで、県内三十二市町村が無料年齢を引き上げています。

ところが、国が本来責任を持つべき無料化制度をやらないために、無料化引き上げをする自治体に対して、国がペナルティーをかけるという事態が生まれています。

安心して子どもを産み、子育てできる須賀川市を実現させるために、子どもの医療費無料化年齢引き上げの自治体へのペナルティーをやめてと国に意見書を提出するよう強く要請いたします。

「請願事項」

一、「子どもの医療費無料化年齢引き上げの自治体に対する国のペナルティーをやめて」と国に意見書を提出すること

二〇〇八年十一月二十八日

須賀川市議会議長 大越 彰 様

### 福祉灯油の実施を求める請願書

請願団体

新日本婦人の会 須賀川支

支部長 片野 ミチ子

須賀川市

電話



紹介議員

丸本由美子

#### 「請願趣旨」

原油高騰を受けて灯油価格が大幅に値上がりし、市民の暮らしはもちろん、中小企業、農業など、あらゆる分野に大きな打撃を与えています。こうした事態に対した緊急対策として昨年、県が豪雪地帯に対して福祉灯油を実施しました。私たち新日本婦人の会では、寒いのは、どこでも同じ。生活が大変な人がたくさんいるので、須賀川市で福祉灯油を実施してほしいと要望・懇談し、実現しました。

昨年、福祉灯油券を支給された方たちからは、「とても助かった」「灯油を買う事ができてよかった」「寒さをしのげた」などと、感謝の声がたくさん届きました。

今、派遣労働や相次ぐリストラなどにより、家計は昨年にもまして苦しくなりもう限界です。相次ぐ諸物価の値上がりにより、家計を圧迫され、これ以上節約できないところまで来ています。特に、低所得者世帯、高齢者世帯、ひとり親世帯、生活保護世帯の生活状況は大変です。

県では、今年も福祉灯油の実施が決定されたようです。

当市も、昨年同様福祉灯油を実施してくださるよう、左記のように要請いたします。

#### 「請願項目」

一、福祉灯油を実施してほしい

(低所得者世帯、高齢者世帯、ひとり親世帯、生活保護世帯)

二〇〇八年十一月二十八日

須賀川市議会議長 大越 彰 様

# 陳 情

平成 2 0 年 1 2 月 須賀川市議会定例会

陳情番号	受 理 年月日	陳 情 名	陳 情 者
陳情第 8 号	20.9.10	現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書提出を求める陳情書	福島市 さくら保育園内
			福島県保育連絡会 世話人代表者 大宮勇雄
陳情第 9 号	20.10.15	陳情書 (公共工事の入札に関する陳情書)	須賀川市
			(社)福島県建設業協会須賀川支部 支部長代行 荒牧定雄  須賀川市建設業者協議会 会長 松本新司
陳情第10号	20.11.25	陳情書 (移動〔訪問〕火葬車の不使用を求める陳情書)	名古屋市
			日本動物霊園連合 代表 久喜清外

# 現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める

## 意見書提出を求める陳情書

### 陳情の趣旨

1. 国に対して、「現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書」を提出してください。

### 理由

急激な少子化の進行のもとで、次世代育成支援に対する国と自治体の責任はこれまでも増して大きくなっており、なかでも保育・学童保育・子育て支援施策の整備・施策の拡充に対する国民の期待が高まっています。2006年以来、第165回臨時国会、第166回通常国会で、第169回通常国会において「保育・学童保育・子育て支援施策の拡充と予算の大幅増額を求める請願書」が衆参両院で全会派一致で引き続いて採択されていることは、こうした国民の声の反映に他なりません。

しかし、この間、経済財政諮問会議、地方分権改革推進委員会や規制改革会議などで行われている保育制度改革論議は、直接契約・直接補助方式の導入や最低基準の廃止・引き下げなど、保育の責任を後退させる市場原理に基づく改革論であり、国会で採択された請願内容と逆行するものと言わざるを得ません。こうした改革がすすめば、子どもの福祉よりも効率が優先され、過度の競争が強まることとなります。保育の地域格差が広がるだけでなく、家庭の経済状況により子どもが受ける保育のレベルにも格差が生じることになるでしょう。

保育の実施責任を担う市町村が、地域の実情に応じて保育・子育て支援施策拡充のための努力をすることは当然ですが、すべての自治体で旺盛な施策の前進をはかり、国全体として保育の維持向上を実現するためには、国と地方自治体の責任を明記した現行保育制度を基本にしつつ、これを拡充すること、すなわち国家的な基準（最低基準）の底上げと、財政の後押しが必要不可欠です。真に少子化対策をすすめるのであれば、国としてこの分野における予算枠を大幅に改善することが急務といえます。

つきましては、貴議会より、国に対して、「現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額」を求める意見書を採択していただけるよう陳情いたします。

以上の理由を述べて陳情いたします。

2008年 9月5日

議長 大越 彰 様

団体名 福島県保育連絡会

世話人代表者 大宮 勇雄

住 所 福島市

(さくら保育園気付)

TEL 024-

FAX 024-



## 現行保育制度の堅持・拡充と

### 保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書

急激な少子化の進行のもとで、次世代育成支援に対する国と自治体の責任はこれまでも増して大きくなっており、なかでも保育・学童保育・子育て支援施策の整備・施策の拡充に対する国民の期待は高まっている。2006年以来、第165回臨時国会、第166回通常国会で、第169回通常国会において「現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める請願書」が衆参両院で全会派一致で引き続いて採択されていることは、こうした国民の声の反映に他ならない。

ところが、この間、経済財政諮問会議、地方分権改革推進委員会や規制改革会議などで行われている保育制度改革論議は、直接契約・直接補助方式の導入や最低基準の廃止・引き下げなど、保育の公的責任を後退させる市場原理に基づく改革論であり、国会で採択された請願内容とは逆行するものである。こうした改革がすすめば、子どもの福祉よりも経済効率が優先され、過度の競争が強まらざるを得ず、保育の地域格差が広がるだけでなく、家庭の経済状況により子どもが受ける保育のレベルにも格差が生じることになる。

すべての子どもたちの健やかな育ちを保障するためには、請願の趣旨及び請願項目を早急に具体化し、国・自治体の責任で保育・学童保育、子育て支援施策を大幅に拡充することである。

よって、〇〇〇議会（〇〇〇）は関係機関において下記項目の具体化をはかられるよう、強く要請する。

1. 児童福祉法24条に基づく現行保育制度を堅持・拡充し、直接契約・直接補助方式を導入しないこと。
2. 保育所最低基準は堅持し、抜本的に改善すること。
3. 待機児解消のための特別な予算措置を行うこと。
4. 保育所、幼稚園、学童保育、子育て支援施策関連予算を大幅に増額すること。
5. 子育てに関わる保護者負担を軽減し、雇用の安定や労働時間の短縮など、仕事と子育ての両立のための環境整備をすすめること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2008年 月 日

〇〇〇議会

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣

少子化対策担当大臣

宛（各通）

陳 情 書

平成20年10月15日

須賀川市議会  
議 長 大越 彰 様

住 所 須賀川市 [REDACTED]  
団体名 (社) 福島県建設業協会須賀川支部  
支部長代行 荒 牧 定 雄  
須賀川市建設業者協議会  
会 長 松 本 新 司



[陳情事項]

1. 須賀川市の公共工事の積算を適正にしていただきたい。  
積算価格は発注者が前年の段階で市場調査をして単価を設定し積算しているが、資材価格の高騰等、発注時点における単価とはズレがあり必ずしも適正とはいいがたい。  
市場の実態に合う様に、積算を適正にしていただきたい。
2. 現行最低制限価格レベルを引き上げていただきたい。  
県内の業界の現状は報道等でもあるように倒産が相次ついております。  
最低制限価格が設計価格の85%以上の適正レベルにしていただきたい。
3. 入札の参加資格は、市内に本店を有する企業として下さい。  
又、ボランティア等地域の貢献度等も考えていただきたい。
4. 指名入札においても、上記2と同様の理由により最低価格を設定する事として下さい。
5. ランク制の導入を適正に見直して下さい。



平成 20 年 11 月 18 日

## 陳 情 書

議 長 様

住所：名古屋市 [REDACTED]  
名称：日本動物霊園連合  
代表：久喜 清外



### 【趣旨】

近年、ペット移動火葬車を使った殺人事件（2008年2月6日中日新聞夕刊）や法外な火葬料金の請求など移動火葬車によるトラブルが多発しております。その実態はペットの供養・火葬とはかけ離れたもので暴力団の資金源や火葬車を使った犯罪やテロの可能性が指摘されるなど、反社会性を帯びたものとなっております。当局におかれまして以下の理由により、野放し状態になっている移動火葬車について現行法に基づいた取締りを早急に実施していただき、罰則を伴った厳しい措置をしていただくようにここに陳情申し上げます。

### 【理由】

#### <違法行為について>

1. 移動火葬車を使い道路上で火葬を行う行為は違法の疑いが強くあります。  
道路上に停止して営業を行う場合、道路交通法第 77 条で警察の許可が必要ですが、火葬移動車は使用許可なしで公然と道路上に駐車して営業を行っています。
2. 公共施設（公園、公共地等）で火葬を行う行為は違法です。  
公園や公共地などで公然と移動火葬車を使った火葬行為が無許可で行われています。
3. 他人の所有する土地（空き地等）で火葬を行う行為は違法です。  
個人が所有する駐車上、空き地などにおいて何らかの営業をする場合、その土地の所有者の許可が必要ですが、ショッピングモールの駐車場など人目につきにくい片隅などで許可を得ずに火葬している行為が見受けられます。  
(怖いとの理由で断れないケースも見られます)



## <危険行為について>

### 1. 近隣住民の危険性

固定火葬炉の場合、半径 50m～200m 以内に住居がないこと。その範囲に住居がある場合は、その住民の 3 分の 2（半数以上）の同意の上、消防法に従って設備を整え火葬行為をおこなうことなどが義務付けられています。移動火葬車の場合はそのような消防法の規制がなく、近隣の住民の不安が募っています。

### 2. 火葬炉は高温

火葬時、炉の温度は 800℃～1000℃にも達しています。そのような高温で火葬行為を行っている時、地震等自然災害が起きた場合、車載してある消火器では到底消火できません。また、車の燃料以外に火葬用の石油も多く搭載されており、災害時は二次災害に繋る可能性があります。

(※ ほとんどの移動火葬車に消火器は車載されていません)

### 3. 住民への被害の危惧

移動火葬車を使って火葬を行った場合、道路を通行中の住民、集団登下校の子供たち、公園で遊んでいる子供たちが近づいて火傷や怪我をする危険があり、地震など自然災害時において燃料タンク破損による災害が起こる危険性が高いと考えられます。

## <犯罪行為について>

### 1. 遺体遺棄

移動火葬車は簡単に入手できます。移動火葬車の焼却能力は高性能である為、人間を焼却することも簡単に行なえます。実際、2008年2月6日付中日新聞（夕刊）に長良川河川敷にて移動火葬車内で人が焼却された記事が掲載されました。簡単に証拠隠滅のできる移動火葬車を野放しにしていると、この事件を参考に第二、第三の事件が発生する可能性があります、この事件は氷山の一角にすぎないのかもしれない。

### 2. 不当請求

飼い主の愛情につけ込み不当な高額請求をおこなう悪質商法が報道されています。基本的には法的規制がなく無法状態になっています。新聞で取り上げられた業者も社名を変え営業を続けており、生活センターだけではこのような業者を制御することはできず、その横暴さはエスカレートする一方です。



### 3. 転売の危惧

ペットブームでペット火葬業を生業とされる方が増えてきています。しかし、実際のところペット火葬業は軌道にのるまでかなりの年月が必要である為、その大半が倒産しています。思惑通り利用がなく通常では利益が出ないので不当請求をする業者も出てきています。倒産した業者の移動火葬車はインターネット上で普通に売買されており、誰でも購入する事ができるので犯罪、悪質業者が多くなる一方であり、現在歯止めがきかない状況です。

### 4. テロに使用される危険

移動火葬車は内部が高温高熱になるため、多量の油を使用した場合、その車両自体が武器となりテロに使用される危険が高いと言えます。現に暴力団の間では、移動火葬車を抗争の武器として考えている者もいると聞いています。

### <無責任な許可>

移動火葬車は消防法においても監視の対象となっていません。移動火葬車の車両登録は国交省で火葬炉は積載物で扱っていますが、ひとつ間違えれば大惨事となる危険な火葬炉に認可を与えるのは無責任のそしりをまぬがれません。

道路交通法違反にて稼働している火葬移動車を放置している警察や公園内・河川敷を無断で使用させている環境省並びに移動火葬車の使用を許可している保健所の責任は重いものがあると思います。

移動火葬車による事故や犯罪が起こったときの責任はこれらの役所にあることを明記し、その責任を感じていただいた上で早急な対策を要望いたします。

以上のことから、日本動物霊園連合は『移動火葬車撲滅運動』を続けており、今回、当陳情書を関係当局の皆様へ提出する次第です。

なお、当陳情書の提出先は以下のとおりです。

内閣総理大臣・衆参国会議員・全国地方議会議員（都道府県区市町村）・内閣府・内閣官房・宮内庁・法務省・外務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省・警察庁・公害等調整委員会・消防庁・文化庁・資源エネルギー庁・都道府県庁・区市町村役場・全国警察署・全国消防署・全国保健所・各教育委員会

以上